

一般社団法人 横須賀三浦建設協会

役員報酬及び手当支給に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、本協会役員報酬及び手当支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 協会役員報酬月額、次のとおりとする。

理事長	18,030 円
副理事長	13,825 円
専務理事	13,825 円
常務理事	13,825 円

2 第1項に加えて、次の各号に参加した場合は、第3条第1項第5号の手当を支給する。

(1) 建災防、木建協、建設業関連団体、商工会議所等外部主催の諸行事に参加したとき。

(2) 協会自主安全パトロールに参加したとき。

3 第1項に加えて、各種団体の総会、新年会及び研修視察会等に参加した場合、交通費として3,000円を支給する。

ただし、国保組合関係を除く。

(役員手当)

第3条 理事、監事及び事業委員の手当は、次の各号に該当する場合に支給する。

(1) 理事会、事業委員会及び予算会議等に出席したとき。

(2) 定款第25条に基づき監事はその業務を執行したとき。

(3) 建災防及び木建協主催の諸行事並びに協会自主安全パトロールに参加したとき。

自主安全パトロールの場合、車両提供者には借上げ料3,000円を支給する。

(4) 理事長が必要と認めた事業活動に従事したとき。

(5) 前各号の手当及び交通費は、次のとおりとする。

手当の額

1日	9,000 円
半日	5,000 円
夜間	— 円

交通費の額

市内	1,000 円
市外	1,500 円
夜間	3,000 円

ただし、理事会及び事業委員長等会議並びに予算会議の交通費は、それぞれ 1,500 円とする。

(手当不支給)

第 4 条 前条手当は、次の各号に該当する場合は支給しないものとする。

- (1) 主催する各種団体等から報酬、手当が支給される場合。
ただし、旅費のみ支給される場合を除く。
- (2) 祝儀、会費等を伴う祝賀会、式典並びに懇親会等、或いは会議後に開催する懇親会等に出席した場合。
- (3) 選挙応援等に参加した場合。

(事業活動等)

第 5 条 協会事業委員会等が主催する各種事業活動に役員として参加した場合手当では支給しないが、1 日あたり交通費 2,000 円を支給する。

(研修会等)

第 6 条 各種団体等が主催する講演会、研修会、講習会等に参加した場合手当は支給しないが、宿泊した場合に要した宿泊費を支給するほか、1 日当り交通費 2,000 円を支給する。

(付 則) この規定は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

(付 則) この規定は、昭和 56 年 7 月 3 日より施行する。

(付 則) この規定は、平成 3 年 6 月 17 日より施行する。

(付 則) この規定は、平成 4 年 6 月 19 日より施行する。

(付 則) この規定は、平成 6 年 6 月 20 日より施行する。

(付 則) この規定は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

(付 則) この規定は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

(付 則) この規定は、平成 16 年 12 月 3 日より施行する。

(付 則) この規定は、平成 25 年 8 月 1 日より施行する。

(付 則) この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。